

標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日 平成23年10月30日

報告者氏名 渡邊 幸子

当該法人における役職 理事

1. 組織情報

■ 法人名称	特定非営利活動法人 ふあむ・ふあーむ
■ 所轄庁	宮崎県庁
■ 主たる事務所の所在地	宮崎県児湯郡木城町石河内788-11
■ 従たる事務所の所在地	
■ 代表者氏名	渡邊 幸子
■ 法人設立登記年月日	平成19年6月6日
■ 定款に記載された目的	この法人は、精神・知的などの障害者(児)、その家族に対して、相談援助及び日上の支援や就労支援などに関する事業を行うと共に、精神・知的などの障害者(児)が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障害者(児)福祉の向上と障害者(児)の自立に寄与することに努力し、障害者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。
■ 活動分野	<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉 <input type="checkbox"/> 社会教育 <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ <input type="checkbox"/> 環境の保全 <input type="checkbox"/> 災害救援 <input type="checkbox"/> 地域安全 <input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和 <input type="checkbox"/> 国際協力 <input type="checkbox"/> 男女共同参画社会 <input type="checkbox"/> 子どもの健全育成 <input type="checkbox"/> 情報化社会 <input type="checkbox"/> 科学技術の振興 <input type="checkbox"/> 経済活動の活性化 <input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会 <input type="checkbox"/> 消費者の保護 <input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助
■ 事業活動の概要 (400字以内)	<p>平成16年8月 精神に疾患を持つ人や社会適応に困難がある方を対象に、カウンセリングルーム「さわやか相談室」を開設した。</p> <p>平成18年8月 不登校生徒の支援として中学生対象「勉強のやり直し塾」を開設した。</p> <p>活動</p> <p>平成19年1月 特定非営利活動法人「ふあむ・ふあーむ」を設立した。</p> <p>平成19年4月 特定非営利活動法人「ふあむ・ふあーむ」の設立が認証された。</p> <p>平成21年4月 心理療法研修所「宮崎内観研修所」を開設した。</p> <p>平成21年5月 障がいのある方の社会生活訓練、就労訓練の場として「土日食堂」を開設した。</p> <p>平成23年1月 障害者自立支援法に係る事業として、児童デイサービス「はぐはぐ」を開設した</p> <p>平成23年8月 地域生活支援事業（日中一時預かり「ひこうせん」開設</p>

■ 公開用電話番号 0983-39-1110

■ ファクス 0983-39-1120

■ ホームページ <http://www.femme-farm.com>■ メールアドレス npo1@femme-farm.com

■ 常勤職員数 3人

■ 認定 (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日 認定満了日

相対値基準 絶対値基準 条例指定 仮認定

■ 閲覧書類の添付

定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書/ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	7,986,028	0	7,986,028
1. 受取会費	383,390	0	383,390
2. 受取寄附金	383,322	0	383,322
3. 受取民間助成金	0	0	0
4. 受取公的補助金	0	0	0
5. 自主事業収益 （うち介護事業収益）	341,440 0	0 0	341,440 0
6. 受託事業収益 （うち公益受託収益）	2,249,291 2,249,291	0 0	2,249,291 2,249,291
7. その他収益	4,628,585	0	4,628,585
II 経常費用計	7,766,024	0	7,766,024
1. 事業費 （うち人件費）	5,359,750 2,372,947	0 0	5,359,750 2,372,947
2. 管理費 （うち人件費）	2,406,274 120,254	0 0	2,406,274 120,254
III 当期経常増減額	220,004	0	220,004
IV 経常外収益計	0	0	0
V 経常外費用計	0	0	0
VI 経理区分振替額	0	0	0
VII 当期正味財産増減額	-4,024,980	0	-4,024,980
VIII 前期繰越正味財産額	-5,345,002	0	-5,345,002

■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部	
1. 流動資産	1,902,265
2. 固定資産	165,000
資産合計	2,067,265

II 負債の部	
1. 流動負債	1,937,247
2. 固定負債	9,500,000
負債合計	11,437,247
III 正味財産の部	
正味財産合計	-9,369,982
負債及び正味財産合計	2,067,265

■ 準拠している会計基準 NPO法人会計基準

その他

■ 監査の実施 監事監査

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 ふあむ・ふあーむ という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県児湯郡木城町石河内788番地11に置く。

(目的)

第3条 この法人は、精神・知的などの障害者(児)、その家族に対して、相談援助及び日常生活上の支援や就労支援などに関する事業を行うと共に、精神・知的などの障害者(児)が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障害者(児)福祉の向上と障害者(児)の自立に寄与することに努力し、障害者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 災害救護活動
- (5) 地域安全活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) (1)～(8)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス
- (2) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (3) 障害者自立支援法に基づく相談支援事業
- (4) 障害児(者)を持つ家族を支援する事業
- (5) 障害児の療育に関する事業
- (6) その他の日常生活または社会生活支援事業
- (7) その他、目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員……この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体。
- (2) 賛助会員……この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (3) 名誉会員……この法人に功労があった者、又は学識経験者で総会において推薦された者。
- (4) 利用者会員…この法人のサービスを利用する者

(入会)

第7条 1. 会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2. 理事会は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。

3. 理事長は、第1項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 1. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2. 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第13条 1. この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上 10人未満

(2) 監事 1人以上 3人未満

2. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任)

第14条 1. 理事及び監事は、総会において正会員(団体にあつてはその代表者)のうちから選任する。

2. 理事長及び副理事長は、理事会において、理事の互選により定める。

3. 総会が召集されるまでの間において、補欠または増員のため理事または監事を緊急に選任する必要がある時は、第1項の規定にかかわらず、理事会の議決により、これを選任することができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認をうけなければならない。

4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

5. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3. 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを

総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 1. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3. 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

4. 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、任期満了後最初に開かれる通常総会で後任者が承認され就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 1. 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2. 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し、必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 1. この法人に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3. 顧問は理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4. 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

5. 第18条第1項の規定は、顧問について準用する。

第4章 総会

(種別及び構成)

- 第21条 1. この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。
2. 総会は正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

- 第23条 1. 通常総会は、年に1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めたとき。
(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第24条 1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

- 第27条 1. 総会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。
2. 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

- 第28条 1. やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
2. 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
3. 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第29条 1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

- 第30条 1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

- 第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 1. 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要がある時は、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、原則として理事長があたる。但し、理事長が指名した場合は、その者があたる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 1. 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第37条 1. やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知した事項について、書面をもって表決することができる。

2. 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の数(書面表決者がある場合には、その数を付記する。)

- (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録については、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業計画及び予算)

- 第42条 1. この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。
2. 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において理事長は、変更した内容について、総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

- 第43条 1. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、新たな予算が成立する日まで事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。
2. 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算など)

- 第44条 1. この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。
2. 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けたものの名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に本会の所轄庁に提出しなければならない。

(余剰金の処分)

- 第45条 この法人の決算において、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第47条 1. この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。
2. 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。

(解散)

- 第48条 1. この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立認証の取消し
2. 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を得なければならない。
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第49条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)は、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散したとき(合併又は破産による解散を除く。)に存する残余財産は、総会において正会員総数の過半数の議決を経て、特定非営利活動法人、社会福祉法人または地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第8章 事務局

(事務局)

第53条 1. この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
3. 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第9章 雑則

(細則)

第54条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	渡邊 幸子
副理事長	中武 功見
理事	軽部 昌範
同	古賀 ゆかり
同	藤津 誠
同	須藤 洋子
同	新名 理恵
同	染川 悦子
同	小角 都
監事	小角 幸雄
同	中武 愛子
顧問	児嶋 草次郎

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年度通常総会終了の日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第42条第1項にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金	1,000円
正会員年会費	12,000円
(2) 賛助会員入会金	0円
賛助会員年会費	1口 3,000円
(3) 利用者会員入会金	1,000円
利用者会員年会費	0円

平成22年度事業報告書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人 ふあむ・ふあーむ

1 事業の成果

本年度は、以下の「(1) 障害者自立支援法に定める次の指定障害福祉サービス」の実現に向けて、関係機関(者)に対しての理解・支援を求める働きかけや、ネットワークを広げるとを目的とした啓蒙活動等を行った結果、会員数が増加したことに加え、医療関係、教育関係、精神・知的障害者、その他、多岐に渡る領域の専門家に周知することができた。これらのことによって、今後の当法人の活動の方向性が一層発展的・具体的になり強化された。種々の障害者福祉サービスの着手については、事業予算が確保できず、成果をあげることはできなかった。

2 事業内容

(特定非営利活動にかかる事業)

(1) 障害者自立支援法に定める次の指定障害福祉サービス

- ① 共同生活援助(グループホーム)及び共同生活介護(ケアホーム)事業の運営
- ② 自立訓練支援の運営
- ③ 就労移行支援の運営
- ④ 就労継続支援の運営
- ⑤ 居宅介護に関する事業

※上記事業は平成22年度の活動はなし。

(2) 障害者自立支援法に定める地域生活支援事業のうち、次の事業

- ① 移動支援(円滑に外出できるよう移動を支援)に関する事業
- ② 地域活動支援センター(創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進等)に関する事業
- ③ 児童ディサービス

※①については、平成22年度の活動はなし。

※②については、リハビリ就労の場「土日食堂」を設け、精神・知的障害者、及び社会不適応者の社会訓練・就労訓練の場を提供した。

※③については、午前中はⅠ型・未就学児クラスを平成23年1月11日に開始した。午後はⅡ型・就学児クラスを4月11日に開始した。いずれも土日祝日を除く平日(週5日)を設定し、発達障害、知的障害、その他障害のある子どもに対する教育・療育を行った。

(3) 精神・知的などの障害者（児）及び家族に対する相談支援事業

保育、学校、社会等の場面において適応に困り感を持っている者（児）に対して継続的な心理援助を行い、家族、養育者に対しては心理教育相談活動を実施し、教育・助言などの支援を行った。

また、「こころの相談室」を開催し、幼児から成人までのこころのケアを行った。

(法第28条第1項関係様式例)

特定非営利活動法人 ふあむ・ふあーむ会計財産目録

(平成23年3月31日現在)

科 目 ・ 摘 要		金 額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金			
現金	現金手許有高	60,776	
普通預金	宮崎銀行預金	29,403	
	宮崎太陽銀行預金	4,184	
	ゆうちょ銀行預金	3,711	
	未収入金	1,751,591	
	仮払金	52,000	
	立替金	600	
	流動資産合計		1,902,265
2 固定資産			
車両運搬具	送迎車両 1台	165,000	
	固定資産合計		165,000
	資産合計		2,067,265
II 負債の部			
1 流動負債			
	短期借入金	588,882	
	未払い金	1,294,703	
	預り金	53,662	
	流動負債合計		1,937,247
2 固定負債			
	長期借入金	9,500,000	
	固定負債合計		9,500,000
	負債合計		11,437,247
III 正味財産の部			
	前期繰越正味財産	-5,345,002	
	当期正味財産増加額	-4,024,980	
	正味財産合計		-9,369,982
	負債および正味財産合計		2,067,265

(法第28条第1項関係様式例:報告式)

平成22年度貸借対照表

(平成23年3月31日現在)

特定非営利活動法人 ふあむ・ふあーむ

科 目・摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	98,074		
未収入金	1,751,591		
立替金	600		
仮払金	52,000		
流動資産合計		1,902,265	
2 固定資産			
車両運搬具	165,000		
固定資産合計		165,000	
資産合計			2,067,265
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	588,882		
未払い金	1,294,703		
預り金	53,662		
流動負債合計		1,937,247	
2 固定負債			
長期借入金	9,500,000		
固定負債合計		9,500,000	
負債合計			11,437,247
III 正味財産の部			
1 繰越金残高			
前期繰越正味財産	-5,345,002		
当期正味財産増加額	-4,024,980		
2 その他の正味財産			
正味財産合計		-9,369,982	
負債および正味財産合計			2,067,265

(法第10条第1項関係)

平成22年度収支計算書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

特定非営利活動法人 ふあむ・ふあーむ

	予算額	決算額	増減	備考
収入の部				
1 会費収入				
会員会費収入	312,000	383,390	71,390	
2 事業収入				
就労支援事業	800,000	311,440	-488,560	
児童デイサービス事業	3,000,000	2,249,291	-750,709	
相談支援事業	600,000	30,000	-570,000	
3 寄付金収入	300,000	383,322	83,322	
4 雑収入		25	25	利息
5 借入金収入		4,628,560	4,628,560	(渡邊)4548560 (その他)80000
当期収入合計(A)	5,012,000	7,986,028	2,974,028	
前期繰越収支差額	115,320	115,320	0	
収入合計(B)	5,127,320	8,101,348	2,974,028	
支出の部				
1 管理費				
人件費	300,000	120,254	-179,746	
旅費交通費	300,000	101,653	-198,347	
通信費	100,000	44,540	-55,460	
広報費	80,000	63,000	-17,000	
修繕費		11,400	11,400	
地代家賃	900,000	870,000	-30,000	
事業所改装費	1,000,000	1,013,750	13,750	
水道光熱費	120,000	77,190	-42,810	
事務用品費	50,000	8,585	-41,415	
消耗品費	30,000	24,474	-5,526	
雑費	100,000	71,428	-28,572	
2 就労支援事業	500,000	725,961	225,961	
3 児童デイサービス事業	2,100,000	4,633,789	2,533,789	
当期支出合計(C)	5,580,000	7,766,024	2,186,024	
当期支出差額(A)-(C)	-568,000	220,004	788,004	
次期繰越収支差額(B)-(C)	-452,680	335,324	788,004	